

鈴鹿市訓令第 1 1 号

庁 中 一 般

出 先 機 関

鈴鹿市児童扶養手当事務取扱要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市児童扶養手当事務取扱要綱を廃止する訓令

鈴鹿市児童扶養手当事務取扱要綱（平成 1 4 年鈴鹿市訓令第 1 7 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。